



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
10月15日
号外(1)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 選挙管理委員会規程
 - ※公職選挙執行規程の一部を改正する規程..... 2
- 選挙管理委員会告示
 - ※公営施設使用の個人演説会、政党演説会および政党等演説会の施設として市町の選挙管理委員会が指定した施設の一部改正 2
 - 令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長および同職務代理者の選任 3
 - 令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における近畿選挙区滋賀県選挙分会長および同職務代理者の選任 3
 - 令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙会の日時および場所..... 3
 - 令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における近畿選挙区滋賀県選挙分会の日時および場所 4
 - 令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式..... 4
 - 令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式..... 5
 - 令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することができる日 7
 - 令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時および場所..... 7
 - 令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所..... 7
 - 令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所..... 8
 - 令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称および略称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所..... 8
 - 令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙運動に関する支出金額の制限額 8
 - 令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる封筒に押すべき選挙管理委員会印を刷込みとすることについて..... 8
 - 令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に用いる封筒に押すべき選挙管理委員会印を刷込みとすることについて..... 9
 - 令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長印..... 9
 - 令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における近畿選挙区滋賀県選挙分会長印..... 9
 - 令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における滋賀県審査分会長および同職務代理者の選任 9
 - 令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における滋賀県審査分会の日時および場所..... 9
 - 令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式..... 10
 - 令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示の様式 13
 - 令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる封筒に押すべき選挙管理委員会印を刷込みとすることについて..... 13
 - 令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における滋賀県審査分会長印..... 13

地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法および地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数..... 13

○ 衆議院小選挙区選出議員選挙各選挙区選挙長告示

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区選挙長の事務を取り扱う場所.... 14

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において各選挙区選挙長が立候補の届出を受け付ける順位..... 15

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において各選挙区選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所..... 15

○ 衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区滋賀県選挙分会長告示

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における近畿選挙区滋賀県選挙分会長の事務を取り扱う場所..... 16

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において近畿選挙区滋賀県選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所..... 16

○ 最高裁判所裁判官国民審査滋賀県審査分会長告示

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査において滋賀県審査分会長が行う告示の方法..... 16

選挙管理委員会規程

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋賀県選挙管理委員会規程第2号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(平成7年滋賀県選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「守山市洲本町1番地	社会福祉法人慈恵会特別養護老人ホームゆいの里	」を
「守山市笠原町1313番地3	社会福祉法人慈恵会特別養護老人ホームゆいの里	」に
「同 同	社会福祉法人光養会特別養護老人ホームふじの里なごみの家	」を
「同 同	社会福祉法人光養会特別養護老人ホームふじの里なごみの家	」に
同 安曇川町下小川127番地1	社会福祉法人光養会特別養護老人ホーム藤のれん	」

改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

滋選委告示第70号

平成7年滋選委告示第15号(公営施設使用の個人演説会、政党演説会および政党等演説会の施設として市町の選挙管理委員会が指定した施設)の一部を次のように改正する。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

表中

「 膳所ふれあいセンター	同	昭和町15番25号	」を
南ふれあいセンター	同	稲津一丁目10番20号	
地域総合集会所	同	伊香立下龍華町584番地の157	
「 膳所ふれあいセンター	同	昭和町15番25号	」に、

「 今津東コミュニティセンター	同	今津町中沼一丁目4番地1	」を
「 今津西コミュニティセンター	同	今津町保坂300番地	
「 今津東コミュニティセンター	同	今津町中沼一丁目4番地1	」に、
「 甲津原交流センター	同	甲津原1753番地	
「 米原市農業集落多目的集会施設	同	上板並1759番地	」を
「 甲津原交流センター	同	甲津原1753番地	

改める。

滋選委告示第71号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

選挙長

区 分	住 所	氏 名
滋 賀 県 第 1 区	滋賀県野洲市	吉 田 清 一
滋 賀 県 第 2 区	滋賀県彦根市	細 江 正 人
滋 賀 県 第 3 区	滋賀県大津市	中 原 淳 一

選挙長職務代理者

区 分	住 所	氏 名
滋 賀 県 第 1 区	滋賀県大津市	中 西 功
滋 賀 県 第 2 区	滋賀県大津市	浪 江 尚 史
滋 賀 県 第 3 区	滋賀県大津市	橋 本 明 郎

滋選委告示第72号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における近畿選挙区滋賀県選挙分会長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

近畿選挙区滋賀県選挙分会長

滋賀県野洲市 吉田清一

近畿選挙区滋賀県選挙分会長職務代理者

滋賀県大津市 中西功

滋選委告示第73号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙会は、次の日時および場所において行う。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

区 分	場 所	日 時
-----	-----	-----

滋賀県第1区	滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第五委員会室	令和6年10月30日 午前9時30分
滋賀県第2区	滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第五委員会室	令和6年10月30日 午前10時
滋賀県第3区	滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第五委員会室	令和6年10月30日 午前10時30分

滋選委告示第74号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における近畿選挙区滋賀県選挙分会は、次の日時および場所において行う。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和6年10月30日午後1時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第五委員会室

滋選委告示第75号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

投票用紙

表

裏

折目

こうほしゃしめい 候補者氏名	<div style="font-size: 48px; font-weight: bold; margin-bottom: 10px;">小</div> <div style="font-size: 24px; font-weight: bold; margin-bottom: 10px;">第五十回 衆議院 小選挙区選出議員選挙投票</div> <div style="font-size: 12px; margin-bottom: 10px;">(注意)</div> <div style="font-size: 10px;">一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-weight: bold; margin-top: 10px;">滋賀県 選挙管理 委員会印</div>	
-------------------	---	--

備考1 投票用紙の色は、あさぎ色とする。

2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。

3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。

点字投票用紙

表

裏

折目

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>こうほしやしめい 候補者氏名</p> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; margin-top: 10px;"></div>	<p>点字投票</p> <p>第五十回 衆議院 小選挙区選出議員選挙投票</p> <p>(注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>滋賀県 選挙管理 委員会印</p> </div>		

- 備考1 投票用紙の色は、あさぎ色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。
- 4 投票用紙中、選挙の名称が記載された位置に点字で「しゅー しょーせんきょく」と表示する。

滋選委告示第76号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

投票用紙

表

折目

裏

<p>政党その他の 政治団体の 名称又は略称</p>	 <p>第五十回 衆議院 比例代表選出議員選挙投票</p> <p>(注意) 政党その他の政治団体の名称又は略称は、 欄内に一つ書くこと。</p> <p>滋賀県 選挙管理 委員会印</p>	Empty box for the reverse side of the ballot
------------------------------------	--	--

- 備考1 投票用紙の色は、ピンク色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。

点字投票用紙

表

裏

折目

<p>政党その他の 政治団体の 名称又は略称</p>	<p>点字投票 第五十回 衆議院 比例代表選出議員選挙投票</p> <p>(注意) 政党その他の政治団体の名称又は略称は、 欄内の一つ書くこと。</p>	
	<p>滋賀県 選挙管理 委員会印</p>	

- 備考1 投票用紙の色は、ピンク色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。
- 4 投票用紙中、選挙の名称が記載された位置に点字で「しゅー ひれい」と表示する。

滋選委告示第77号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により候補者がポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の3および第5号のポスターを掲示することができる日は、令和6年10月15日からとする。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第78号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により行う各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和6年10月15日午後8時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第79号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第167条の規

定により発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじは、各選挙区につき次の日時および場所において行う。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

区 分	場 所	日 時
滋賀県第1区	滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室	令和6年10月15日 午後6時
滋賀県第2区	滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室	令和6年10月15日 午後6時30分
滋賀県第3区	滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室	令和6年10月15日 午後7時30分

滋選委告示第80号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第167条の規定により発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和6年10月16日午後6時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第81号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条の規定により行う名簿届出政党等の名称および略称等の掲示の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和6年10月15日午後7時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第82号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による各選挙区の候補者1人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

区 分	支出金額の制限額
滋賀県第1区	23,963,000円
滋賀県第2区	25,570,300円
滋賀県第3区	24,997,900円

滋選委告示第83号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項および第54条第1項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押すべき滋賀県選挙管理委員会印については、黒色のインクで刷込みとする。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第84号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第53条第1項および第54条第1項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押すべき滋賀県選挙管理委員会印については、赤色のインクで刷込みとする。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第85号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長印を次のとおり定める。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋賀県第1区	滋賀県第2区	滋賀県第3区
		
30ミリメートル平方	30ミリメートル平方	30ミリメートル平方

滋選委告示第86号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における近畿選挙区滋賀県選挙分会長印を次のとおり定める。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一



30ミリメートル平方

滋選委告示第87号

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における滋賀県審査分会長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

審査分会長

滋賀県野洲市 吉田清一

審査分会長職務代理者

滋賀県大津市 中西功

滋選委告示第88号

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における滋賀県審査分会は、次の日時および場所において行う。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

日時 令和6年10月30日午後1時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第五委員会室

滋選委告示第89号

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

点字投票用紙

表

折目

折目

折目

<p>(注) 意一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。 二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。</p> <p>滋賀県 選挙管理委員会 印</p>	<p>点字投票 第二十六回 最高裁判所裁判官国民審査投票</p>		
--	--	--	--

裏

- 備考1 投票用紙の色はうぐいす色で、黒色のインクで印刷する。
 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
 3 投票用紙中、投票の名称が記載された位置に点字で「こくみん しんさ」と表示する。

滋選委告示第90号

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査において、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和22年法律第136号)第52条の規定により市町の選挙管理委員会が行う審査に付される裁判官の氏名等の掲示は、次の様式により行う。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

							裁判官の氏名	選挙管理委員会 最高裁判所裁判官国民審査 氏名等掲示
							任命年月日	

滋選委告示第91号

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第53条第1項および第54条第1項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押すべき滋賀県選挙管理委員会印については、緑色のインクで刷込みとする。

令和6年10月15日

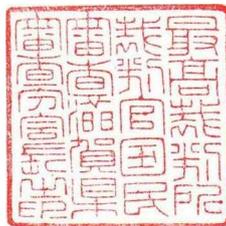
滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

滋選委告示第92号

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における滋賀県審査分会長印を次のとおり定める。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一



30ミリメートル平方

滋選委告示第93号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と

40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和6年10月14日現在において次のとおりである。

令和6年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

50分の1の数	22,975
80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と 40万に6分の1を乗じて得た数と 40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	243,593
大津市選挙区の3分の1の数	95,113
彦根市犬上郡選挙区の3分の1の数	36,105
長浜市選挙区の3分の1の数	30,867
近江八幡市竜王町選挙区の3分の1の数	25,454
草津市選挙区の3分の1の数	37,678
守山市選挙区の3分の1の数	22,850
栗東市選挙区の3分の1の数	18,747
甲賀市選挙区の3分の1の数	23,728
野洲市選挙区の3分の1の数	13,854
湖南市選挙区の3分の1の数	14,210
高島市選挙区の3分の1の数	12,954
東近江市日野町愛荘町選挙区の3分の1の数	41,066
米原市選挙区の3分の1の数	10,293

衆議院小選挙区選出議員選挙各選挙区選挙長告示

衆小選選滋1告示第1号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における滋賀県第1区選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙

滋賀県第1区選挙長 吉田清一

令和6年10月15日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第一委員会室および滋賀県議会議員室

令和6年10月16日以降

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会事務局

衆小選選滋2告示第1号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における滋賀県第2区選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙

滋賀県第2区選挙長 細江正人

令和6年10月15日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第二委員会室および滋賀県議会議員室

令和6年10月16日以降

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会事務局

衆小選選滋3告示第1号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における滋賀県第3区選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙

滋賀県第3区選挙長 中原 淳 一

令和6年10月15日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会第三委員会室および滋賀県議会議員室

令和6年10月16日以降

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会事務局

衆小選選滋1告示第2号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、滋賀県第1区選挙長が立候補の届出を受け付ける順位は、令和6年10月15日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとするものまたはその代理人についてはくじで定め、この時刻後に到着したものについては到着の順により、その到着が同時であるときはくじで定める。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙

滋賀県第1区選挙長 吉 田 清 一

衆小選選滋2告示第2号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、滋賀県第2区選挙長が立候補の届出を受け付ける順位は、令和6年10月15日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとするものまたはその代理人についてはくじで定め、この時刻後に到着したものについては到着の順により、その到着が同時であるときはくじで定める。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙

滋賀県第2区選挙長 細 江 正 人

衆小選選滋3告示第2号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、滋賀県第3区選挙長が立候補の届出を受け付ける順位は、令和6年10月15日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとするものまたはその代理人についてはくじで定め、この時刻後に到着したものについては到着の順により、その到着が同時であるときはくじで定める。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙

滋賀県第3区選挙長 中 原 淳 一

衆小選選滋1告示第3号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条の規定による滋賀県第1区選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙

滋賀県第1区選挙長 吉 田 清 一

日時 令和6年10月24日午後6時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

衆小選選滋2告示第3号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条の規定による滋賀県第2区選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙

滋賀県第2区選挙長 細江正人

日時 令和6年10月24日午後7時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

衆小選選滋3告示第3号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条の規定による滋賀県第3区選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙

滋賀県第3区選挙長 中原淳一

日時 令和6年10月24日午後7時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区滋賀県選挙分会長告示**衆比選近滋告示第1号**

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における近畿選挙区滋賀県選挙分会長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和6年10月15日

衆議院比例代表選出議員選挙

近畿選挙区滋賀県選挙分会長 吉田清一

令和6年10月15日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県議会議員室

令和6年10月16日以降

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会事務局

衆比選近滋告示第2号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条の規定による近畿選挙区滋賀県選挙分会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和6年10月15日

衆議院比例代表選出議員選挙

近畿選挙区滋賀県選挙分会長 吉田清一

日時 令和6年10月24日午後6時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

最高裁判所裁判官国民審査滋賀県審査分会長告示**裁審滋告示第1号**

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査において、法令の規定に基づき滋賀県審査分会長が行う告示は、滋賀県公報に登載して行う。

令和6年10月15日

最高裁判所裁判官国民審査滋賀県審査分会長 吉田清一